

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	勤労者総合福祉センターの使用許可の変更	
根拠条例等・条項	堺市立勤労者総合福祉センター条例第4条 堺市立勤労者総合福祉センター条例施行規則第8条	
所 管 課	産業戦略 部	雇用推進 課
審 査 基 準	<p>【堺市立勤労者総合福祉センター条例第4条より】</p> <p>第4条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>【堺市立勤労者総合福祉センター条例施行規則第8条より】</p> <p>第8条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日前7日（ホールにあっては、1か月前の日）までに、堺市立勤労者総合福祉センター使用許可変更申請書（様式第3号）に使用許可書を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り、使用許可の変更を承認するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、天災地変その他使用者の責めに帰さない事故があった場合において、使用許可を変更してセンターを使用させることが適当であると認めるときは、当該使用者の申出により当該使用許可の変更を承認することがある。この場合における申出は、第1項の申請書により行わなければならない。</p> <p>4 市長は、前2項の規定により使用許可の変更を承認したときは、使用許可書を訂正の上、使用者に交付するものとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日～2日
	標準処理期間を設定できない理由	